



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

# 第31回ゼロ災55無災害運動

**スローガン** あせらず、無理せず、手を抜かず  
**無事故でつなごう 55ゼロ災**  
 令和元年11月7日(木)~12月31日(火)

スローガンは、三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 武田洋一 氏の作品です。

ゼロ災55無災害運動は、年末に向けての55日間を運動期間(本年11月7日から12月31日まで)として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年度から毎年度実施し、本年度で31回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様方には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

### ◎ゼロ災55「5つの柱」

- ・ 墜落・転落災害防止対策の推進
- ・ 転倒災害防止対策の推進
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・ 交通労働災害防止対策の推進
- ・ 健康確保対策の推進

### ◎事業場の実施事項

- ・ 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施

- ・ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・ 『安全「見える化」とっとり運動』への取組の実施
- ・ 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・ 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・ 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・ 効果的な安全衛生教育の実施
- ・ 心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・ 健康診断と事後措置の実施
- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・ 「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

## 鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 790円	令和元年10月5日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(電話0857-29-1705) または各労働基準監督署にお問合せください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金が、  
 ことしも  
 変わります。

改正しました

鳥取県 最低賃金

790円

令和元年  
 10月5日から

28円  
 UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

鳥取県労働基準部賃金室  
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>



# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

**鳥取会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。**

**プログラム**

13:30 [主催者挨拶] 鳥取労働局

13:40 [基調講演]「ワークルールとしての疲労、ストレス、睡眠のリテラシー」  
佐々木 司 氏 (公益社団法人大原記念労働科学研究所 研究部 主任研究員)

14:40 休憩

14:50 「過労死を生みださない働き方とは」  
寺西 笑子 氏 (全国過労死を考える家族の会代表)

15:10 [平成30年度ベストプラクティス企業の取組紹介]  
米子王子紙業株式会社


15:30 [閉会]

主催：厚生労働省  
 後援：鳥取県  
 協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

●日時 2019年11月20日(水) 13:30～15:30  
 ●会場 米子コンベンションセンター第7階会議室(米子市末広町294)  
 ●参加申込みについて

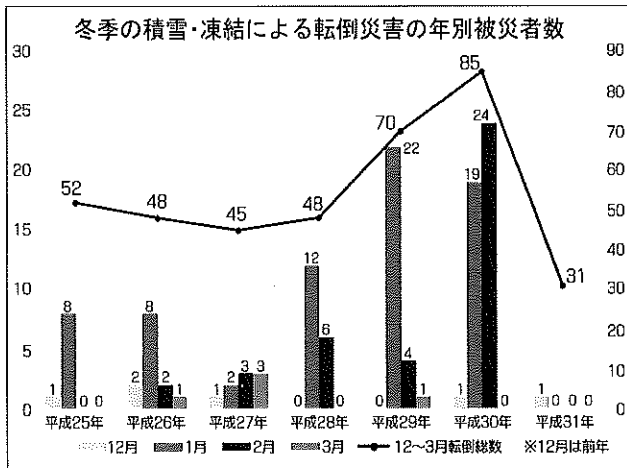
▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。(定員に満たない場合は、当日参加も可能です。)

●WEBからの申し込み  
 以下、ホームページをご覧ください。申し込みをお願いいたします。  
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

**過労死等防止対策推進シンポジウム** **検索** 

## 冬季の積雪・凍結による転倒災害の防止について

近年、冬季(12月～翌年2月)に積雪・凍結による転倒災害が多発している状況があります。



平成31年の1～2月の当該転倒災害の発生は、例年に比べても極めて少なかったのですが、降雪量により当該転倒災害の発生が左右される状況が見て取れます。

これから冬に向かい降雪量が昨年のように少ないとは限りません。

ついては、冬季における積雪・凍結による転倒災害を防止するため、下記事項に留意いただき、降雪時には、これらに取り組んでいただくようお願いします。

### 1 事業場で取り組む転倒対策

#### (1) 凍結危険箇所の把握

雪が踏み固められて凍結しやすい駐車場、屋外通路、建物出入口など、事業場敷地内の危険箇所を把握しましょう。

#### (2) 凍結危険箇所の見える化

把握した危険箇所は、表示や危険マップで「見える化」をしましょう。

### 【降雪・寒波予報時】

#### (1) 通勤・帰宅への配慮

労働者が安全に出勤・帰宅できることを優先し、必要に応じて勤務時間を柔軟に変更しましょう。

#### (2) 転倒防止マットの設置

建物出入口には、雪や水分を拭き取るためのマットを設置しましょう(靴の底に雪・水分があると、これにより滑ってしまいます)。

### 【積雪時】

#### (1) 危険箇所の凍結防止

把握した事業場敷地・建屋内の危険箇所の除雪、凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を徹底しま

- しょう。
- (2) 危険箇所への標識の設置等  
 通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合には、ポール等の標識を設置しましょう。
  - (3) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)の徹底  
 建物内出入口付近や通路等の水濡れは、すぐに拭きましょう。

### 2 通勤・外出時の転倒対策

#### (1) 転びやすい場所を知る

徒歩であっても油断は禁物。以下の場所では、雪が踏み固められてつるつるし、特に滑りやすくなります。

##### ◆横断歩道

白線は、氷の膜ができやすく、これにより滑りやすいので留意する。

##### ◆バスの乗降場所

乗降は、手すりにつかまり慎重に。

##### ◆マンホール・側溝のふた

金属製の物の上は、雪によってより滑りやすくなるので、きちんと足元を見て回避!

##### ◆駅や店の出入口付近

建物内外の出入口付近は、転倒多発地帯となりますので注意してください。

#### (2) 転びにくい歩き方を知る

##### ◆滑りにくい靴をはく

革靴、ハイヒールは危険です。冬用の靴か柔らかいゴム底や溝の深い靴(溝に雪が詰まると、滑るので注意!)を着用しましょう。

##### ◆小さな歩幅でゆっくり歩く

小さな歩幅で、かかとから着地するのではなく足の裏全体で着地し(かかとからでは、路面の状況で滑ってしまう)、あらかじめ少し膝を曲げてゆっくりと歩く等、路面に合った歩き方をしましょう。

そのためには、時間に余裕をもった行動が不可欠です。

また、急に走る、急に曲がるなどの行動は、転倒リスクが高まるので避けてください。

##### ◆両手はあける

ポケットに手を入れたり、両手に物を持っていると、バランスを崩しやすく、転倒時に受け身がとれません。

手袋を着用すれば、転倒時の手の保護にもなります。

また、歩行時の携帯電話・スマートフォンの使用は、通話等に気をとられ転倒リスクが高まるので避けてください。

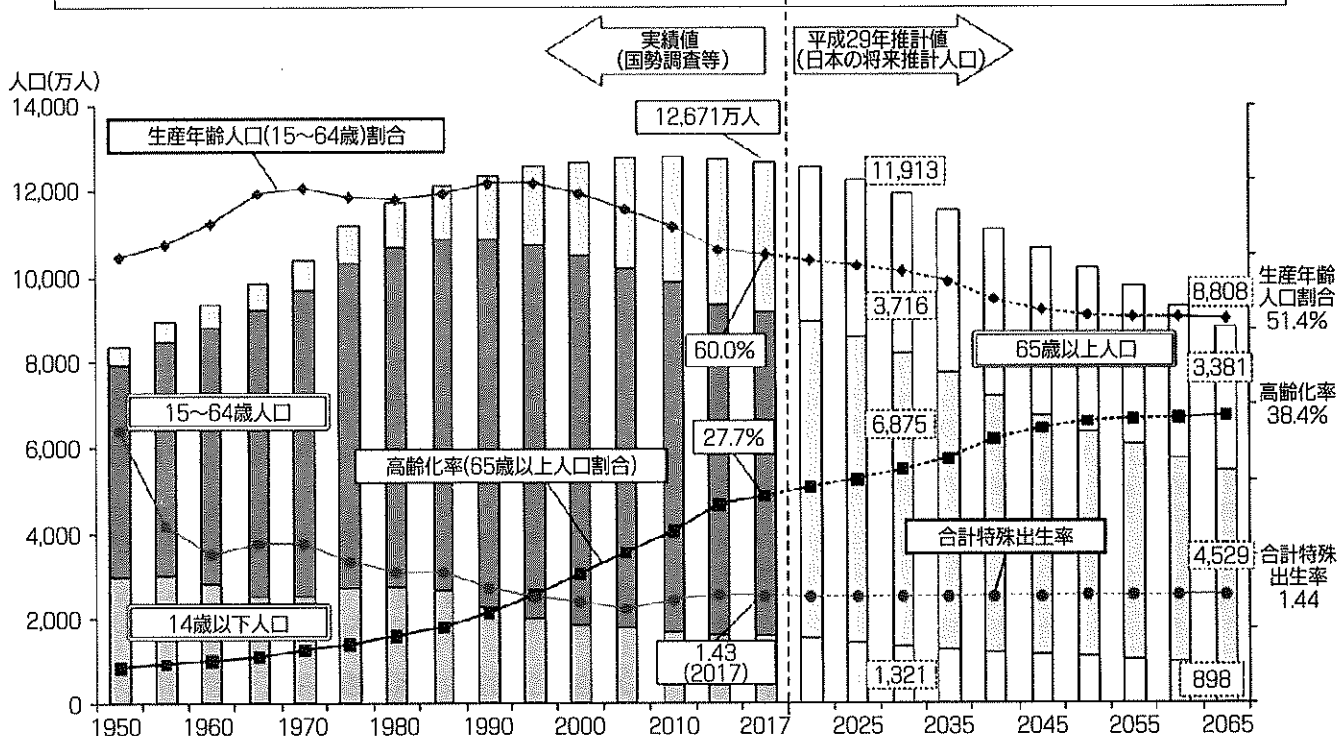


# 高齢労働者の安全と健康確保のための 職場改善に取り組みましょう

我が国は、急速に高齢化社会に移行しつつあり、労働人口に占める高齢労働者の割合も急速に増加してきて

## 日本の人口の推移

○日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2017年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」、2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2018年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)：出生中位・死亡中位推計」  
(注) 2017年は概数である。

少子・高齢化の進展に伴って、生涯現役社会の実現が求められており、高齢労働者のこれまでに蓄積した知識や経験等を活かし、積極的に活躍できる機会を提供して、戦力として活用できるようにすることが必要な時代

になってきていると言えます。県内で発生した労働災害の中で、60歳以上の労働者が受傷した割合は、年々増加してきています。

## 年齢別労働災害発生状況の推移

年	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
平成30年	15	51	83	116	131	139	535
構成比	2.8%	9.5%	15.5%	21.7%	24.5%	26.0%	100%
平成25年	7	79	85	89	100	105	465
構成比	1.5%	17.0%	18.3%	19.1%	21.5%	22.6%	100%
平成20年	9	81	86	89	162	94	521
構成比	1.7%	15.5%	16.5%	17.1%	31.1%	18.0%	100%
平成15年	17	103	100	110	180	91	601
構成比	2.8%	17.1%	16.6%	18.3%	30.0%	15.1%	100%
平成10年	18	111	90	201	206	164	790
構成比	2.3%	14.1%	11.4%	25.4%	26.1%	20.8%	100%
平成5年	18	97	131	233	212	157	848
構成比	2.1%	11.4%	15.4%	27.5%	25.0%	18.5%	100%
平成元年	128 ※		164	229	295	135	951
構成比	13.5%		17.2%	24.1%	31.0%	14.2%	100%

※平成元年は、29歳以下の集計となっているもの

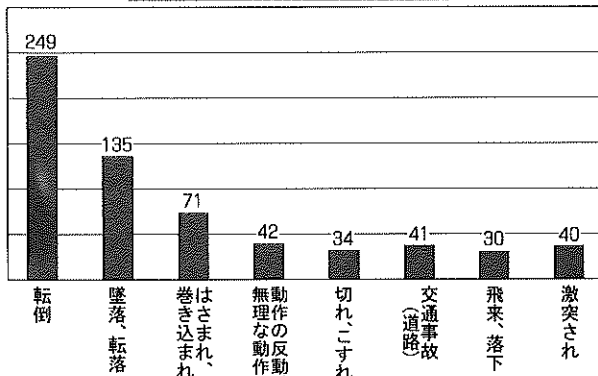
(次頁につづく)

(前頁のつづき)

60歳以上の労働者がどのような事故の型で労働災害に受傷しているかを見ると、「転倒」が最も多く、次いで「墜落・転落」となっています。

《県内の年齢別事故の型別発生状況(平成25～29年)》

60歳以上の事故の型(全産業)



具体的な対策の実施に当たっては、高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えていることから、それによる労働災害発生のリスク低減の視点を踏まえて対策を進めていくことがポイントとなります。

また、高齢労働者が、いきいきと働くことができ、その能力を最大限に発揮できるようにするためには、高齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しを行うという視点も重要です。

高齢労働者の安全と健康確保のために、以下の点に留意して職場改善を行ってください。

◇加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高齢労働者の安全衛生対策の検討を行ってください。

◇高齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行ってください。

◇転倒防止のために

- ・通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気ケーブルはまとめてください。
- ・床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いてください。
- ・階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ(照度)を確保してください。
- ・階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行ってください。
- ・作業場所の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させてください。
- ・ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知してください。

◇墜落・転落防止のために

- ・高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えてください。
- ・高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けてください。
- ・はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させてください。
- ・はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させてください。

◇高齢労働者の作業管理について

- ・高齢労働者の身体・精神機能には個人差が大きいことを踏まえて、個々人の状況に応じて、作業負荷が大きすぎないように、作業内容をきめ細かく調整してください。

- ・作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手させるようにしてください。
  - ・強い筋力を要する作業や長時間にわたって筋力を使用する作業は減らしてください。
  - ・呼吸が乱れるような速い動作を伴う作業や瞬時の判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がかからないようにしてください。
  - ・作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個々人に合ったものとなるように調整してください。
  - ・高度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしてください。
- ◇高齢労働者の作業環境管理について
- ・書面・ディスプレイ(表示画面)、掲示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくなるように工夫してください。
  - ・手元や文字が見やすくなるように、職場の明るさを確保してください。
  - ・近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整してください。
  - ・会話を妨げる背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしてください。
  - ・会話を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法(書面、回転灯、タワーランプ等)を行ってください。
  - ・寒冷環境に長時間さらされないように作業計画を立ててください。

◇「ベテランだから大丈夫」という先入観は持たないで、十分な時間をかけて、安全衛生教育・指導を行ってください。

◇定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を利用できるようにしてください。

◇高齢労働者の健康状態、身体・精神機能の状態等を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行ってください。

◇高齢労働者の職場における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適應できるように、きめ細かな目配りを行ってください。

高齢労働者のための職場改善における留意事項を示しましたが、高齢者以外の労働者においても安全と健康を確保するための対策として有効な事項もありますので、皆さんの職場の状況を確認し、必要な措置を講じていただくようお願いします。

厚生労働省ホームページに「高齢労働者の安全衛生対策について」として関係パンフレットが掲載されていますので、参考としてください。

アドレス:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00001.html)

中央労働災害防止協会に「エイジアクション100」の特設サイトが設けられています。高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善を効果的に進めるための参考情報が掲載されていますので、参考としてください。

アドレス:<http://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html>

東部支部長の交代について

東部支部の幹事をお務めいただいている会員事業場の人事異動に伴い、令和元年10月15日に役員会を開催し、同日付で支部長が交代いたしました。

新支部長は以下のとおりです。

引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

東部支部長 岡田幸一郎

(やまこう建設株式会社 代表取締役社長)

鳥取県労働基準協会 東部支部 事務局